

令和7年度 山梨県農地中間管理機構活動方針

山梨県農地中間管理機構

令和6年4月に県が定めた「山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、農地の利用集積・集約化を推進するにあたって、令和7年度の活動方針は以下のとおりとする。

1 機構の事業推進体制及び市町村等関係機関との役割分担

(1) 機構の事業推進体制

- 機構役員に農業法人経営者や経営実践者でもある農業団体責任者や会社経営者等を選任しており、経営のノウハウを事業の推進に生かします。
- 機構職員の資質向上を図るため、国等で開催する研修に派遣します。

(2) 市町村等関係機関との役割分担

- 「地域計画」の策定に向け、市町村が設置する地域における農業の将来の在り方等について話し合う協議の場に参加します。また、農業委員会が行う「目標地図」の素案の作成に向け情報提供を行うなど支援を行います。
- 市町村と連携を図りながら農地の出し手・受け手の情報の収集・把握に努めるとともに、農地の受け手となる認定農業者等の「地域計画」への位置づけや、農地の出し手農家の更なる掘り起しを進めます。
- 市町村、農業協同組合、及び市農業振興公社とは、相談窓口や農地の出し手・受け手との交渉などの業務を委託して一体となって取り組みます。令和7年度は、県下全市町村、及び4農業協同組合、2市農業振興公社と業務委託を行います。
なお、市町村は、「地域計画」策定に向けた話し合いの際に農地の出し手・受け手に対して、また様々な機会を捉えて認定農業者等の受け手に対して、機構の活用についてアプローチを行います。
また、農業協同組合は、組合員からの農地の貸し借りに関する相談の際に組合員に対して、機構の活用についてアプローチを行います。
- 農業委員会とは、連携を強化し、農地利用最適化推進委員等が農地の出し手・受け手の掘り起こしや両者のマッチングを円滑に行えるよう働きかけを行います。
- 山梨県農業会議とは、農地利用最適化推進員による事業推進が円滑に図られるよう、農業委員会を対象とした会議や研修会を通して、連携して農業委員会に働きかけます。
- 山梨県土地改良事業団体連合会、各土地改良区、山梨県農業法人協会、指導農業士会等と連携を強化し、農地の出し手・受け手情報の収集・把握に努めるとともに更なる掘り起しを進めます。
- 農地の基盤整備を予定又は実施している地域については、県、機構、市町村、農業委員会、農地利用最適化推進員、土地改良区、土地改良事業団体連合会が連携し、地元の説明会等において機構の活用について働きかけを行います。
- 農業委員会が行う利用意向調査に基づき情報提供を受けた農地について、農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するか現地調査等を実施し、適合農地については、業務委託機関で情報を共有しマッチングを行います。
- 機構が借り入れている農地について、農業者等の申請・同意・費用負担によらず、都道

府県が実施する基盤整備「機構関連事業」や、山梨県の独自事業である「機構借受農地整備事業」、「農地集積基盤整備事業」などの活用が図られるよう、県・市町村の土地改良所管部署と連携し、推進します。

- 果樹産地の農業協同組合・産地協議会と連携して、機構が借り受けた遊休農地（必要に応じて条件整備を実施）に果樹の苗木を植えて担い手に貸し付けるモデル事業の拡大を図ります。

（３）市町村等関係機関との連携方法

- 市町村長、農業委員会長、農業協同組合長等を参集する会議等で、事業推進について協力要請を行い、連携を図ります。
- 県、機構の職員と関係機関の担当者は、随時話し合いを行い、事業の進捗状況の情報や共通する課題の共有化を図ります。

２ 各地域における事業の推進方法

農地中間管理事業を所管する山梨県担い手・農地対策課が農政部内の各所属、４農務事務所と連携して、全市町村、４農業協同組合、２市農業振興公社などの取組みを支援し、関係機関が一体となり、事業の円滑な推進を図ります。

また、各地域における推進活動を担う４農務事務所の役割は以下のとおりです。

（１）農地中間管理事業の PR、活用の働きかけ

農業者の集まる会議やイベント、就農・参入相談等の機会を捉えた事業説明やパンフレットの配布

（２）関係情報（農地の出し手・受け手等）の収集・提供等

農地の出し手・受け手等に関する情報収集及び機構への情報提供

（３）管内市町村、農協、農業振興公社からの相談対応

管内市町村、農協、農業振興公社から農地中間管理事業に関する質問があった場合の対応

（４）機構集積協力金の活用推進

機構集積協力金の交付事務に係る管内市町村との調整等

（５）本庁や機構と管内市町村との連絡・調整

本庁や機構が市町村に協力要請等を行う場合における管内市町村との連絡・調整

３ 事業活用の働きかけの強化

- （１）農地中間管理事業を活用した場合の課税軽減措置や賃料支払労力の軽減など、事業を活用するメリットに重点を置いた啓発ポスター、パンフレットを作成し、農地の出し手・受け手への PR を図ります。

- （２）各種広報媒体や座談会を活用した事業周知

県が発行する「普及センターだより」、市町村等が発行する広報への情報掲載、農業者

向けラジオの放送、農業参入フェアでの企業相談や、多面的機能支払制度や中山間地域等支払制度の地域集落会合、農業協同組合生産部会の研修・総会、普及指導員が行う研修会、農家巡回や個別相談などを通じて、事業の周知を図ります。

4 他地域への事業の展開

- (1) 農業法人による集積、企業の農業参入が計画されている地域を中心に機構の活用推進を図ります。
- (2) 各種広報媒体や農務事務所ごとに開催される関係機関を集めた事業説明会などにおいて、優良事例を紹介することにより、他地域への事業の横展開を図ります。

5 農業経営基盤強化促進法等の一部改正への対応

- (1) 農地中間管理事業による農地の貸借の大幅な増加に対応するために、農地の借受け基準など事業規程の内容について検討を進めます。また、農地の借入・貸付手続き等についての事務内容や、農地貸借情報管理専用システムについても見直しを行い、事務精度の向上と効率化を図ります。

6 令和7年度の農地集積目標

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する活動の目標
 - ・農用地等の借入面積目標 370 ha
 - ・農用地等の貸付面積目標 350 ha
 - ・農用地等の管理面積 20 ha

【参考】

令和6年4月に「山梨県農地中間管理事業基本方針」を策定し、令和14年度までに、担い手への農地集積率を47%から66%に引き上げる目標を設定しています。

	現 在 (令和4年度)	概ね10年後 (令和14年度)
耕地面積①	23,200 ha	21,400 ha
うち担い手が利用する面積②	10,994 ha	14,160 ha
②／①	47%	66%